

3 第一項に規定する設備は、専ら当該指定知的障害児施設の利用に供するものでなければならぬ。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、同項に規定する設備（居室を除く。）については、併せて設置する他の社会福祉施設の設備に兼ねることができるとする。

(指定第一種自閉症児施設設備)

第七条 指定第一種自閉症児施設設備は、次のとおりとする。

- 一 医療法に規定する病院として必要とされる設備を有すること。
- 二 観察室、静養室、訓練室及び浴室を有すること。

2 前項各号に掲げる設備は、専ら当該指定第一種自閉症児施設の利用に供するものでなければならぬ。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、同項第二号に掲げる設備については、併せて設置する他の社会福祉施設の設備に兼ねることができるとする。

(指定第二種自閉症児施設設備)

第八条 指定第二種自閉症児施設設備は、居室、調理室、浴室、便所、医務室及び静養室を設けなければならない。

2 前項の居室の基準は次のとおりとする。

- 一 一の居室の定員は、十五人以下とすること。
- 二 障害児一人当たりの床面積は、三・三平方メートル以上とすること。
- 三 入所している障害児の年齢等に応じ、男子と女子の居室を別にすること。

3 第一項に規定する設備は、専ら当該指定第二種自閉症児施設の利用に供するものでなければならぬ。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、同項に規定する設備（同項に規定する居室を除く。）については、併せて設置する他の社会福祉施設の設備に兼ねることができるとする。

第三節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第九条 指定知的障害児施設は、施設給付決定保護者が指定施設支援の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、第三十五条に規定する運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定施設支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定知的障害児施設は、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第七十七条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、前項の利用申込者（以下、「利用申込者」という。）に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

(提供拒否の禁止)

第十条 指定知的障害児施設は、正当な理由がなく、指定施設支援の提供を拒んでならない。

(あつせん、調整及び要請に対する協力)

第十一条 指定知的障害児施設は、法第二十四条の十九第二項の規定により指定施設支援の利用について都道府県（指定都市及び児童相談所設置市を含む。以下同じ。）が行うあつせん、調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(サービス提供困難時の対応)

第十二条 指定知的障害児施設は、利用申込者に係る障害児が入院治療を必要とする場合その他利用申込者に係る障害児に対し自ら適切な便宜を供することが困難である場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他の措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格の確認)

第十三条 指定知的障害児施設は、指定施設支援の提供を求められた場合は、施設給付決定保護者の提示する施設受給者証によって、施設給付決定の有無、施設給付決定をされた障害児施設支援の種類、給付決定期間等を確かめるものとする。

(障害児施設給付費の支給の申請に係る援助)

第十四条 指定知的障害児施設は、施設給付決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに障害児施設給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 指定知的障害児施設は、施設給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、給付決定期間の終了に伴う障害児施設給付費の支給申請について、必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第十五条 指定知的障害児施設は、指定施設支援の提供に当たっては、障害児の心身の状況、その置かれていた環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(居住地の変更が見込まれる者への対応)

第十六条 指定知的障害児施設は、施設給付決定保護者の居住地の変更が見込まれる場合においては、速やかに当該施設給付決定保護者の居住地の都道府県に連絡しなければならない。

(入退所の記録の記載等)

第十七条 指定知的障害児施設は、入所又は退所に際しては、当該指定知的障害児施設の名称、入所又は退所の年月日その他の必要な事項（以下、「施設受給者証記載事項」という。）を、その施設給付決定保護者の施設受給者証に記載しなければならない。

2 指定知的障害児施設は、施設受給者証記載事項を遅滞なく都道府県に対し報告しなければならない。

3 指定知的障害児施設は、入所している障害児の数の変動が見込まれる場合においては、速やかに都道府県に報告しなければならない。

(サービスの提供の記録)

第十八条 指定知的障害児施設は、指定施設支援を提供した際は、提供日、内容その他必要な事項を、当該指定施設支援の提供の都度記録しなければならない。

2 指定知的障害児施設は、前項の規定による記録に際しては、施設給付決定保護者から指定施設支援を提供したことについて確認を受けなければならない。

(指定知的障害児施設が施設給付決定保護者に求めることのできる金銭の支払の範囲等)

第十九条 指定知的障害児施設が、施設給付決定保護者に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接施設給付決定に係る障害児の便益を向上させるものであって、当該施設給付決定保護者に支払を求めることが適当であるものに限るとする。

2 前項の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに施設給付決定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、施設給付決定保護者に対して説明を行い、同意を得なければならない。ただし、次条第一項から第三項までに掲げる支払については、この限りでない。

(施設利用者負担額の受領)

第二十条 指定知的障害児施設は、指定施設支援を提供した際は、施設給付決定保護者から指定施設支援に係る施設利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定知的障害児施設は、法定代理受領を行わない指定施設支援を提供した際は、施設給付決定保護者から、次の各号に掲げる指定知的障害児施設の区分に応じ、当該各号に掲げる費用の額の支払を受けるものとする。

- 一 指定知的障害児施設（指定第一種自閉症児施設を除く。）当該指定施設支援に係る指定施設支援費用基準額
- 二 指定第一種自閉症児施設 次のイ及びロに掲げる額
- イ 当該指定施設支援に係る指定施設支援費用基準額
- ロ 障害児施設医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額又は法第二十四条の二十第三項に規定する厚生労働大臣の定めるところにより算定した費用の額